

数は力！ あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください！

名古屋北部民商ニュース

2015年6月22日（月）発行

No.142

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

「書類の提出について」と題する税務署からの文書について

6月に入り税務署から「書類の提出について」という文書がいっせいに送付されています。昨年度までとは様式が異なり、「行政指導として提出をお願いしている」「必要があると認められる場合は、調査を実施する」という文言があります。

しかし、民商が毎年行っている税務署との交渉（話し合い）で、税務署の総務課長は「あくまで、提出のお願い」であり、「提出がないことで不利益な扱いをすることはない」「提出されないことを理由に調査をすることはない」と回答しています。また、収支内訳書を提出しなくても罰則はありません。提出するかどうかは、納税者自身が決めることです。

なお、収支内訳書を記載できるようにすることは、自分自身の所得を確認する上で大切なことです。民商が作成している「自主計算書」なども活用して、日常的な自主計算に取り組みましょう。

実際に届いた文書 →

※ 上記の記印の書類は、各種控除等の適用要件の確認や適正申告の確保の観点から添付等が義務付けられておりますので、行政指導として提出をお願いしているものです。

※ 税務署では、申告書（納付書を含む。）や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施することがあります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少（無）申告加算税が課税されることがあります。

※ 既に、書類を提出されている場合には、申し訳ありませんが、その旨を担当者までご連絡をお願いします。

※ 税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号に052-921-8251（内線 331）を添付してください。

この文書による行政指導の責任者は、書記の佐藤課長です。

〒451- 名古屋市区 平成 27 年 6 月 5 日

名古屋税務署

書類の提出について

税務行政につきましては、日進月進の業務であり、ご協力をお願いいたします。

さて、通達で提出していただいた平成26年度の所得税及び復興特別所得の確定申告書について、下記の記印の書類が添付されていませんでした。

つきましては、下記の記印の書類を別紙「書類の提出について（別紙）」に添付の上、同時に封筒にて、平成27年6月5日までに税務署までご提出ください。

なお、提出された書類に基づき、内容を確認させていただきます。後日、連絡させていただきますので、ご留意ください。

記

○ 以下の記印の書類が添付されていないので、ご提出ください。

記印の書類	記印の書類
☐ 所得税の確定申告書	☐ 青色申告決算書（用）
☐ 復興特別所得の確定申告書	☐ 収支内訳書（一般 用）
☐ 社会保険料控除証明書	☐ 所得及び復興特別所得の明細書
☐ 所得税の支払に関する領収書	☐ 所得税の支払に関する領収書
☐ 所得税の支払に関する領収書	☐ 所得税の支払に関する領収書
☐ 所得税の支払に関する領収書	☐ 所得税の支払に関する領収書

上記の記印の書類は、各種控除等の適用要件の確認や適正申告の確保の観点から添付等が義務付けられておりますので、行政指導として提出をお願いしているものです。

※ 既に、書類を提出されている場合には、申し訳ありませんが、その旨を担当者までご連絡をお願いします。

※ 税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号に052-921-8251（内線 331）を添付してください。

この文書による行政指導の責任者は、書記の佐藤課長です。

栄市税事務所が 懲罰的な預金の差押

先日、楠支部の「さん」から「預金が差押えられて、残高がゼロになっている」という相談が寄せられました。民商では緊急に「相談会」を開催し井浪副会長と事務局が対応しました。

「さん」の元に届いた「差押配当膳本」によると、差し押さえられた金額は、4,960円、滞納となっている市税は平成26年度の1期分（約5万円）と延滞税4千円だけでした。

さらに、「銀行預金の差押について」という文書が同封されており、「納付なき場合は今後も差押を検討していきます」と、納税者を脅迫する文言が記載されていました。

「さんは市税のほか、税務署にも滞納があるため「納付計画」を練り直し、市税事務所へ改めて納付相談に行くことにしました。

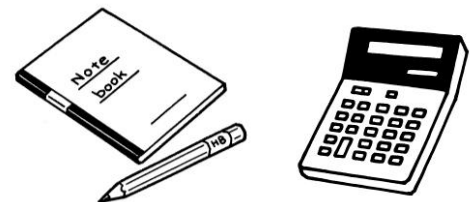


半年納付の方！

源泉所得税の納付はお済みですか？

6月も後半に入り暑さも厳しくなって参りましたが、源泉所得税の納付はお済みでしょうか？

半年納付（1月から6月までが納期間）の方は、7月10日が納期限となっています。1月1日から6月30日までに発生した給与・賞与の分から発生した源泉所得税を、忘れずに納付しましょう！



婦人部総会のお知らせ

婦人部総会を下記の通り開催いたします。皆さま是非ご参加ください。

日時：6月27日（土）

午前10時30分～午後1時
（当日はお弁当を用意します）

場所：民商事務所3階

参加費：無料

総会議事に入る前に「知っ得！介護保険」の学習会を行います。

講師：主任介護支援専門員

大曾恵子さん（北病院）

※参加申し込みは役員または民商事務所までご連絡ください

戦争立法反対の宣伝行動をしました！

6月13日（土）夕方、守山区小幡駅にて、戦争立法反対の宣伝・署名活動を行いました。くれまつ市議をはじめ、様々な団体の方と平和を訴えました。署名もたくさん集まり、参加者からは「これからも宣伝行動をして、戦争する国にNOを突き付けましょう」と声が上がりました。

名古屋北部民商では、戦争立法反対の請願署名を集めています。平和でこそ商売繁盛！ 数は力です。中小業者の営業と暮らしを守るために、皆さんご協力よろしくお願いいたします。



「集団的自衛権行使のための違憲立法に反対する愛知大集会・パレード」に参加！

6月14日（日）白川公園にて行われた「集団的自衛権行使のための違憲立法に反対する愛知大集会・パレード」に参加しました！主催者発表では、なんと4000人もの方々が集まったそうです。集会では様々な団体の方が平和への思いと戦争立法に対する疑問を語りました。

集会後は、「NO WAR」と書かれたうちわや旗を掲げてデモ行進。「戦争立法意義あり」「集団的自衛権意義あり」「戦争する国ダメダメ」と元気よくコールしながら、平和を訴えました。



集会では様々な職業・団体の方がリレートーク
弁護士による出し物も！



デモ参加者も
大勢でした！

3名の新会員さんが参加！ 新会員歓迎会を行いました

6月12日（金）夜、新会員歓迎会を開き新会員3名と役員6名が集まり和やかに懇談しました。初めに安藤会長が「民商に入会していただいております。民商に入ってからよかった、よかったことは人にも勧めようということで会員を大いに増やしていきたいと思っています。ぜひまわりの業者にも民商を勧めてください」とあいさつ。

「ようこそ民商へ」のDVDを見た後、自己紹介。「税務署の調査で多額の税額になり、きつい徴収で悩んで民商へ相談した。今は気持ちが軽くなった」「20年以上前に民商へ兄が入会していた。自分たちの法人をまかせた人が倒産してしまい、また個人で始めた。税務署から申告のことを尋ねられ民商のことを思い出し、インターネットで調べた」などこどもも語られました。税金対策部長の井浪さんから「皆さん税金のことで悩んで入会されているが、今後も何か税務署から手紙が来たりしたら自分で判断せず民商へすぐに相談してください」と話しました。山田支部の加納支部長、守山西支部の和賀井支部長、平安支部役員の大谷さんも参加されました。



青年部が 税務対策学習会を開催！

6月10日（水）夜、民商事務所3Fにて青年部が税務対策学習会を行いました。茨城県商工団体連合会青年部が作成したDVD「会社を守る税務署対策」を見ながら、税務調査の対応方法などについて学習。この日は親会（民商）の税対部長である井浪副会長にもご参加頂き、これまでに立ち会った税務調査のお話や、税務署交渉でのお話をして頂きました。部員からも「業種によって税務調査になりやすいとかはありますか？」「追徴課税はどれくらいかかってくるものなんですか？」と疑問・質問がたくさん飛び出し、おおいに盛り上がりしました。学習会の中で、井浪副会長は「税務調査は基本的に任意の調査で、納税者の理解と協力を得た上で行うもの。もし税務調査になったとしても、あわてずにまずは民商に相談してほしい。実際に税務調査に立ち会ってみるのが一番勉強になる」と話され、部員は時折うなずきながら熱心に耳を傾けていました。詳細は来週のニュースにて！



DVD「会社を守る税務署対策」
を視聴する参加者達

**民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。**